



2020年12月16日

各位

会社名 株式会社 海帆
代表者名 代表取締役社長 久田 敏貴
(コード番号：3133 東証マザーズ)
問合せ先 常務取締役 木曾 憲次郎
(TEL. 052-586-2666)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年12月15日夜に開催の取締役会において、「定款一部変更の件（1）」、「定款一部変更の件（2）」、「定款一部変更の件（3）」議案を2021年1月6日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I、定款一部変更の件（1）

1、提案の理由

2020年12月7日に開示いたしました、「第三者割当による新株式発行、第4回新株予約権の発行及び親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」での新規株式発行を可能とするため、会社法第113条第3項に基づき、定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えない範囲内で、現行定款第5条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数の増加を行うものです。

2、提案の内容

提案の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2章 株式 (発行可能株式数)	第2章 株式 (発行可能株式数)
第5条 当社の発行可能株式数は、 <u>970万5,600株</u> とする。	第5条 当社の発行可能株式数は、 <u>1,555万5,600株</u> とする。

3、日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年1月6日（水曜日）
定款変更の効力発生日 2021年1月6日（水曜日）

II、定款一部変更の件（2）

1、提案の理由

将来の事業拡充に備え、現行定款第2条の一部を変更するものであります。

2、提案の内容

提案の内容は、次のとおりです。

（下線部は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総則 （目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～7（記載省略） 8. 酒類販売業 9. 前記各号に付帯する一切の業務 第3条～第49条（条文省略）	第1章 総則 （目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～7（記載省略） 8. <u>たばこ及び酒類販売業</u> 9. 前記各号に付帯する一切の業務 第3条～第49条（現行どおり）

3、日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年1月6日（水曜日）
定款変更の効力発生日 2021年1月6日（水曜日）

III、定款一部変更の件（3）

1、提案の理由

（1）執行役員制度の導入

経営の意思決定及び監督機能と業務執行の機能を分離することにより、取締役会の監督機能の強化と業務執行の責任を明確化にし、意思決定の迅速化を図ることを目的として、執行役員制度を導入いたします。

（2）制度の概要

- ① 執行役員の選任、解任及び担当業務等は取締役会で決定するものとします。
- ② 執行役員は取締役会が委嘱する業務分担の範囲内で業務を執行するものとします。
- ③ 取締役は執行役員を兼任できるものとします。
- ④ 執行役員の任期は1年として再任を妨げないものとします。

2、提案の内容

提案の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会 (新 設) 第23条～第49条 (条文省略)	第4章 取締役及び取締役会 <u>並びに執行役員</u> <u>(執行役員)</u> 第23条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、業務分担して執行させることができる。取締役会はその決議によって役付執行役員を選定することができる。 第24条～第50条 (現行どおり)

3、日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年1月6日 (水曜日)

定款変更の効力発生日 2021年1月6日 (水曜日)

以 上